



産業廃棄物処分業許可証



住 所 神戸市西区福吉台二丁目8番地の13

氏 名 吉田実業株式会社
代表取締役 吉田 信彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤元彦



許可の年月日 令和8年1月28日

許可の有効年月日 令和15年1月27日

1. 事業の範囲

中間処理業

(1)中間処理(焼却)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.紙くず
- 2.木くず

以上 2 種類

(2)中間処理(圧縮)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
- 2.紙くず
- 3.繊維くず
- 4.金属くず
- 5.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスウールに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 5 種類

(3)中間処理(破碎)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.紙くず(廃石膏ボードに付着しているものに限る。)
- 2.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 2 種類

上記(1)から(4)については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(4)中間処理(選別・破碎)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)(破碎施設(3))
- 2.紙くず(破碎施設(2))
- 3.木くず(破碎施設(3))
- 4.繊維くず(破碎施設(2))
- 5.ゴムくず(破碎施設(2))
- 6.金属くず(破碎処理については、破碎処理する産業廃棄物に混入される付属部品に限る。)(破碎施設(2))
- 7.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(破碎処理については、石膏ボード、ガラスウールに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。)(破碎施設(2))
- 8.がれき類(破碎処理については、ガラスウールに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。)(破碎施設(3))

以上 8 種類



2. 事業の用に供するすべての施設

(裏面に記載の 6 施設)

3. 許可の条件

中間処理の場所は、許可証記載の場所に限定。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成11年1月28日 新規許可
- 平成14年3月26日 変更許可(処理方法及び品目の追加)
- 平成16年1月28日 更新許可
- 平成21年1月28日 更新許可
- 平成26年1月28日 更新許可
- 平成26年11月10日 変更許可(処理方法及び品目の変更)

- 平成27年7月15日 変更許可(処理方法及び品目の変更)
- 平成30年2月27日 変更許可(処理方法及び品目の追加)
- 平成31年1月28日 更新許可
- 令和8年1月28日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

[裏面]

(1)その他の焼却施設

設置場所 : 兵庫県加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外24筆
設置年月日 : 平成10年12月19日
処理能力 : 4.8 t/日 (8 時間稼働)
許可年月日 : 平成10年11月12日
許可番号 : 第 250002 号

(2)破碎施設

設置場所 : 兵庫県加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外24筆
設置年月日 : 平成14年3月26日
処理能力 : 43.4 t/日 (8 時間稼働)

(3)破碎施設

設置場所 : 兵庫県加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外24筆
設置年月日 : 平成14年3月26日
処理能力 : 4.3 t/日 (8 時間稼働)

(4)選別施設

設置場所 : 兵庫県加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外24筆
設置年月日 : 平成25年11月29日
処理能力 : 廃プラスチック類 80.0 t/日、紙くず 40.0 t/日、木くず 80.0 t/日、繊維くず 48.0 t/日、
ゴムくず 208 t/日、金属くず 452 t/日、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 400 t/日、
がれき類 592 t/日 (8 時間稼働)

(5)圧縮施設

設置場所 : 兵庫県加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外24筆
設置年月日 : 平成27年5月26日
処理能力 : 廃プラスチック類 416 t/日、紙くず 234 t/日、繊維くず 280 t/日、金属くず 1768 t/日、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 128 t/日 (8 時間稼働)

(6)廃石膏ボードの破碎施設

設置場所 : 兵庫県小野市万勝寺町字中山974番12
設置年月日 : 平成30年2月27日
処理能力 : 240 t/日 (24 時間稼働)

以上 6 施設